



議案第九十八号

大瀬地区農道整備事業の計画概要を定めることについて

大瀬地区農道整備事業の計画概要を定めることについて土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年九月二十九日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年九月廿九日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

土地改良事業計画の概要

(1) 事業の目的

当農道は、40haの耕地と14戸の農家が受益するもので、昭和46年度より単県農道整備事業で2ヶ年整備しているが、当地区が未整備となっており、これを整備し大型農業機械の利用による省力経営を行い農業経営の近代化を図ることを目的とする。

(2) 事業実施に係る地域の所在及現況

(i) 地域の所在

東伯郡三朝町大字大瀬地内

(ii) 現況

米作を主体に野菜園芸及び養畜を営むものもあるが六半は兼業農家で農道整備による省力経営が急務である。

(3) 事業の基本計画

農道新設延長260m 幅員5.5mの砂利道を新設する。

(4) 工事または管理の要領

工事の施行方法 請負とする

管理の方法 当面は、受益者において維持管理するが将来は、町道認定し、町の管

理とする計画である。

(4) 費用の概算

事業費 3,600,000円 地元負担額 1,440,000円 反当負担額
360,000円以内とする。

- (6) 工期 昭和48年10月から昭和49年3月まで
(7) 事業の効果 年間労力節減額 240,000円
(8) 他事業との関係 なし
(9) 計画概要図 別記のとおり